THE UTILIZATION OF GEOGRAPHICAL INDICATIONS ON HERITAGE AGRI-FOODS IN INDONESIA: LEGAL IMPLEMENTATION AND CONSIDERATIONS FOR FUTURE REFORM

メタデータ	言語: English 出版者: 公開日: 2021-07-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: ディアー, アングラエニ ジャトラニングルム, DIAH, ANGGRAENI JATRANINGRUM メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/00063344

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

様式　7（Form 7）

学　位　論　文　要　旨
Dissertation Abstract

学位請求論文題名 Dissertation Title

The Utilization of Geographical Indications on Heritage Agri-foods in Indonesia: Legal Implementation and Considerations for Future Reform

---

（和訳または英訳）Japanese or English Translation

インドネシアの先祖伝来の農業食品に関する地理的表示の利用：将来の改革のための法制度のあり方と考察

Division of Human and Socio-Environmental Studies 専　攻 (Division)

氏　　名 (Name) Diah Anggraeni Jatraningrum

主任指導教員氏名 (Primary Supervisor) Prof. Otomo Nobuhide

（注）学位論文要旨の表紙
Note: This is the cover page of the dissertation abstract.

ABSTRACT

Geographical Indications (GIs) associated with heritage agri-foods are not an exciting topic and have not been specifically researched in Indonesia. However, if viewed from the state's interest in the economic value of the heritage agri-foods, this sector supports the lives of more than half of its total population, and there are even many regency governments that have a dependence on the trading of heritage agri-foods. The GIs system enforced in Indonesia appears only to meet the requirements of the Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (TRIPS), so it seems that there is no direct state interest in GIs protection because it is merely protection over the goods name to avoid misleading and avoid unfair competition practices on the world view.

This study investigates the current state of laws and legal practices in Indonesia and compares it with other countries' experiences in utilizing the concept of GIs legal protection for agri-foods, whether they are heritage goods or not. The specialization of heritage agri-foods in this study is based on three approaches to the benefit of implementing GIs that are often communicated internationally, namely goods protection, cultural preservation – including that of traditional knowledge, and the development of job creations in rural areas.

This study concludes that Indonesia provides *ex parte* protection for all GIs to community institutions as the right holders, including heritage agri-foods. Nevertheless, the capacity and capability of right holders in implementing GIs governance is not the main requirement during GIs registration. This overlook occurs due to the overlap between *ex parte* implementations but implicitly as *ex officio* protection that never appears. In the context of GI heritage agri-foods, the capacity and capability of right holders should be an absolute requirement for GIs registration considering the regency government has more interests in economy than just a group of people in the area. *Ex parte* protection does not conflict with current legal provisions when the regency government is the right holder, and the people involved in producing the goods are the

right users. If GI heritage agri-foods are in the regency government's interest, then GIs governance should allow for *ex officio* protection that is local in nature in *ex parte* protection from the perspective of national law. As local government, the regency government is not part of the competent authority, so in the existing GIs law, all local governments' roles in assisting the national government to foster and control GIs must be eliminated. It is not to mention the fact that in the perspective of the community, the local government is a stronger representative legally, culturally, and economically. For the sustainability of GIs governance as a public interest, the regency governments should be able to overcome the obstacles they face through public policies. Nationally, the use of GI heritage agri-foods in the value-added chain by requiring the controlling by the control body as a delegation from the competent authority is necessary when the regency government is the right holder. Regardless of community institutions as right holders that do not have the capacity and capability to run GIs governance, the law has been established. It is an option for the regency governments to carry out institutional acquisitions depending on their respective local economies' interests.

概要

先祖伝来の農業食品に関連する地理的表示（GI）は刺激的な問題ではなく、インドネシアでは特に研究されてこなかった。しかし、実際には、伝統的な農産物の経済的価値に対する国家の関心から見ると、農産物の生産は、総人口の半分以上の生活を支えており、さらには、多くの自治区がこのような先祖伝来の農業食品の取引に依存してきた。インドネシアで施行されている地理的表示システムは、知的所有権の貿易関連側面に関する協定（TRIPS）の要件を満たすためだけに存在しているように見えるため、地理的表示システムの保護は世界的レベルでの混同や不正競争を避けるための商品名の保護を求めるのみで、地理的表示に対する国家の直接的関心とは関係がないとも見える。

本研究では、先祖伝来の農業食品に関するインドネシアの法律と法的慣行の現状を調査し、先祖伝来の製品であるかにかかわらず、農業食品のGIの法的保護の概念を利用した他国の経験と比較する。本研究における先祖伝来の農業食品の専門化は、国際的にしばしば表明されるGIの保護を現実化するための利点に対する3つのアプローチ、すなわち、製品保護、伝統的知識を含む文化的保存、および雇用創出における農村地域の開発に基づく。

本研究は、インドネシアが、先祖伝来の農業食品を含むすべてのGIの保護を、先祖伝来の農業食品を含め権利者として、コミュニティの機関に私権として提供されると結論付ける。ただし、GIガバナンスを現実にできるかできるかどうかという権利者の能力は、GI登録の主要件になっていない。この見落としは、表面には現れない公的保護が私権と重なっていることに起因する。地方自治体は、当該地域の人々以上に関心を持っているため、GIとしての先祖伝来の食品については、権利者の能力が究極的な要件でなければならない。地方自治体が権利者であり、製品の製造に関与する人々が権利使用者である場合、公的保護は現在の法規と矛盾しない。GIの先祖伝来の食品が地方自治体の利益になる場合、GIガバナンスは、国内法の観点からの一方的な保護において、本質的に地

域的な職権による保護を可能にする。地方自治体は所管官庁の一部ではないため、既存のGI法では、国がGIを育成および管理するのを支援する地方自治体の役割をすべて排除する必要がある。コミュニティの観点からは、地方自治体が法的、文化的、経済的に強力な代表者であるという事実は言うまでもない。公益としての地理的表示システムガバナンスの持続可能性のために、地方自治体は公共政策を通じて直面する障害を克服することができる。全国的には、地方自治体が権利者であるなら、管轄当局からの代表として管理機関による管理を要求することにより、付加価値チェーンでGIの先祖伝来の農産食品を使用する必要がある。地理的表示システムのガバナンスを実行する能力と能力を持たない権利者としてのコミュニティ機関に関係なく、法律が制定された。地方自治体がそれぞれの地域経済の利益に応じて機関としてこれを吸収し、実行主体になることは一つの選択肢になる。

学位論文審査報告書

令和３年　２月　８日

１　論文提出者

金沢大学大学院人間社会環境研究科

専　攻　　人間社会環境学専攻

氏　名　　Diah Anggraeni Jatraningrum

２　学位論文題目（外国語の場合は，和訳を付記すること。）

THE UTILIZATION OF GEOGRAPHICAL INDICATIONS ON HERITAGE AGRI-FOODS IN INDONESIA: LEGAL IMPLEMENTATION AND CONSIDERATIONS FOR FUTURE REFORM

（インドネシアの先祖伝来の農業食品に関する地理的表示の利用:将来の改革のための法制度のあり方と考察）

３　審査結果

判　　定（いずれかに○印）　合 格　・　不合格

授与学位（いずれかに○印）　博士（ 社会環境学・文学・法学・経済学・学術 ）

４　学位論文審査委員

委員長　大友　信秀　㊞

委　員　足立　英彦

委　員　稲角　光恵

委　員　仲正　昌樹

委　員　羽賀　由利子

委　員

（学位論文審査委員全員の審査により判定した。）

５　論文審査の結果の要旨

審査対象論文は、インドネシアにおける地理的表示に関する保護制度に関する分析であり、法学研究に位置づけられる。

本論文は、インドネシアにおける地理的表示保護制度の実効化のため、地理的表示保護制度の法的性質を既存の類似の制度との差異を明確にした上で、インドネシアにおける地理的表示保護制度の現状を権利の帰属と利用という点から分析し、実効化のために、地域経済の利益に応じた機関の活用が有効なことを示す。このように、問題意識が明確であり、かつ、設定されたテーマに妥当性があることから博士学位審査基準（以下、審査基準という。）(1)を満たす。

本論文は、第１章で知的財産権の中でも新しい概念である地理的表示の活用が、発展途上国の農産品保護等に有効である可能性があるという、研究の背景について論じ、第２章で、地理的表示の特殊性を他の知的財産権と比較し、それが地域というものと不可分になっている点に注目する。その上で、地域における主体として、地方自治体や地域コミュニティという単位ごとの役割を分析する。第３章では、地理的表示保護制度活用で先行する国々を概観し、それらとの比較により具体的な差異を確認する。第４章では、インドネシアにおける地理的表示保護の権利利用と権利帰属の観点から、具体的事例を分析する。第５章では、これら理論的分析、保護に関する関連する主体との関係という現状を基礎に、農産品の取引の商流に着目し、そこでの付加価値の増加という点から、地理的表示の活用法を分析する。第６章では、インドネシアにおける将来の保護制度の法的発展のために、国家と地方自治体の利益の交錯、制度運営における権利者、競合する権限の配分、農産品保護について地方自治体を権利者とする法的枠組みの意味を分析する。これらを受け、第７章では、本論文が明らかにした成果に基づき、インドネシアの進むべき方向として、地理的表示制度の運営を実行する能力を十分に持たない地域コミュニティに代わりこれを担う機関として、国家ではなく、現在のインドネシアの地理的表示保護法では利用されていない、地方自治体を活用することを提言する。

このように、本研究は、地理的表示に関する法的問題の基本構造の理解のために、各国の実際の対応状況を詳細に分析するものであり、審査基準(2)（設定されたテーマにふさわしい方法が選択されており，かつ，全体がその方法で統一されていること。）を満たす。また、分析のために多くの先進事例を参照・分析し、また、諸外国との比較研究を行っており、この点で審査基準(3)（内外の研究文献が適切に参照されており、それらの成果を生かすかたちで研究が展開されていること。）及び(4)（論述を裏付ける資料・文献が適切に提示され、学術論文として体系的な構成がなされていること。）を満たす。論旨の流れは、地理的表示の保護に関する理論的構造を明らかにした上で、先進事例を有する国々の分析を行うことで、インドネシアにおける対応を将来にわたり提案しようとするものであり、十分に実証的である。この点で審査基準(5)（結論に至るプロセスが論理的かつ実証的であること。）を満たす。

本研究は、インドネシアにおける農産品の競争力確保のために、地理的表示保護制度を活用することを目指し、そのために、権利の活用と、競争力を維持するための品質保持のための責任主体のあり方という、制度全体の運用のあり方について、分析・提言するものである。そのために、各国との制度比較のみならず、インドネシアにおける、まだ少ない事例の中でも現地調査により、現地の運用状況を把握することで、問題点について、より具体的な提言を行うものであり、本研究以前には見られない、理論と実務の両面を詳細に検討するものであり、独創

的であり、審査基準(6)（全体として、設定されたテーマに関し、従来の研究にある程度独創的な観点を加えていること。）も満たす。

本研究は、インドネシアのみならず、発展途上国で活用が期待される、地理的表示について、理論的及び実践的に分析する研究であり、発展途上国の研究者が単独で行うものとしては、初めてに位置づけられるものである。

インドネシアは、筆者も理解している通り、広大な領域を有し、地域ごとに、農産品に関して、生産者と地主の関係が異なっている。そのような違いは、当然、地理的表示を付す商品の品質管理をどの主体が積極的に担うかという問題にも影響する。本研究では、そのような差異にまで具体的に対応した分析が十分になされてはいない。

しかしながら、本研究は、今後、個別の問題を実践を通してより改善していくために期待される将来の研究の基礎となるものであり、今後の実務における変化もしくは対応からさらに発展するものと期待される。本研究はそのような将来の課題に対する大きな基礎を構築した意義のある研究であり、博士（法学）の学位に達しているものと審査委員全員一致で評価する。